

経 済 産 業 省

20180806製局第4号

平成30年8月14日

一般社団法人日本ジュエリー協会 会長 殿

経済産業省製造産業局長



タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について

上記の件について、警察庁刑事局組織犯罪対策部長から平成30年8月3日付け警察庁丙組組企発第189号、警察庁警備局長から平成30年8月3日付け警察庁丙備企発第207号をもって別添のとおり要請がありましたのでお知らせします。

警察庁によると、当該要請の趣旨は、外務大臣が平成30年8月3日付け外務省告示第252号により、国家公安委員会委員長が平成30年8月3日付け国家公安委員会告示第38号によりタリバーン関係者等のリストの改正（別表）を行ったところ、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下、犯罪収益移転防止法）第8条に基づく疑わしい取引の届出義務を徹底されたいというものです。

ISIL及びその関係者が本件タリバーン関係者等に含まれていることにも留意し、引き続きタリバーン関係者等と関連すると疑われる取引について、犯罪収益移転防止法に基づく各種義務の履行の徹底を求めるものです。

なお、最近の厳しい国際テロ情勢に鑑み、タリバーン関係者等との一定の取引について、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成26年法律第124号）等の規定が遵守されるよう、貴会会員に対し一層の周知徹底をお願いいたします。

象となるタリバン関係者等を指定する件の一部を改正する件

○外務省告示第二百五十二号

百四十一号を含む関連の告示に関し、国際連合安全保障理事会決議第千

十三号に基づき設立された各理事会委員会は平成三十年七月十七日に行

百三十三号8(c)、第千三百九十号2(a)、第千九百八十八号1(a)、

百五十五号1(a)に定められた措置の対象となる個人及び団体の一部

次
の
表
こ
よ
り、
女
王
而
關
及
ぶ
女
王
後
關
こ
曷
ザ
る
そ
の
票
記
部
分
こ
二
重
旁

新 作 品 1 万 冊 以 上 者 爲 主 要 目 標 。

発 出 線	発 出 線
(別表) 1. ～611. [略] <u>612. ジュマ・アンショール・タウヒード(JAT) (別称: (a) ジュマ・アンショール・タウヒード(b) ジュマ・アンショール・タウヒード(c) ジュマ・アンショール・タウヒード(d) ジュマ・アンショール・タウヒード(e) ジュマ・アンショール・タウヒード(f) ラスカル・99)</u> JEMMAH ANSHORUT TAUHID (JAT) (a. k. a.: (a) Jemaah Anshorut Tauhid (b) Jemmah Ansharut Tauhid (c) Jem' mah Ansharut Tauhid (d) Jamaah Ansharut Tauhid (e) Jama' ah Ansharut Tauhid (f) Laskar 99) 旧称: 不明 所在地: Jl. Semenromo number 58, 04/XV Ngruki, Cemani, Grogol, Sukoharjo, Jawa Tengah, Indonesia (電話: 0271-2167285 Eメール・アドレス : info@ansharuttauhid.com) 国連制裁委員会による指定日: 2012年3月12日 (2018年7月17日に改訂) その他の情報: イラクのアル・カーイダ(453. に指定した団体)としてリストに掲載されている ISIL(いわゆる「イスラム国」)と連携している団体であり、インドネシアにおいて攻撃を実行した。アブ・バカール・バアシール(498. に指	(別表) 1. ～611. [同左] <u>612. ジュマ・アンショール・タウヒード(JAT) (別名: (a) ジュマ・アンショール・タウヒード(b) ジュマ・アンショール・タウヒード(c) ジュマ・アンショール・タウヒード(d) ジュマ・アンショール・タウヒード(e) ジュマ・アンショール・タウヒード(f) ラスカル・99)</u> JEMMAH ANSHORUT TAUHID (JAT) (a. k. a.: (a) Jemaah Anshorut Tauhid (b) Jemmah Ansharut Tauhid (c) Jem' mah Ansharut Tauhid (d) Jamaah Ansharut Tauhid (e) Jama' ah Ansharut Tauhid (f) Laskar 99) 旧称: 不明 所在地: Jl. Semenromo number 58, 04/XV Ngruki, Cemani, Grogol, Sukoharjo, Jawa Tengah, Indonesia (電話: 0271-2167285 Eメール・アドレス : info@ansharuttauhid.com) 国連制裁委員会による指定日: 2012年3月12日 (2018年7月17日に改訂) その他の情報: アブ・バカール・バアシール(498. に指定した個人)によって設立、率えられる。2008年7月27日にインドネシアのソロに設立された。ジュマ・イスラミーヤ(332. に指定した団体)と関係がある。ウェブサイト http://ansharuttauhid.com/

定した個人) によって設立、率いられる。2008年7月27日にインドネシアのソロに設立された。ジュマ・イスラミーヤ (332. に指定した団体) と関係があった。国連安全保障理事会決議第2253号 (2015年) に基づく見直しは2018年6月7日に終了した。ウェブサイト <http://ansharuttauhid.com/> 同団体に対するインターポー ル (国際刑事警察機構) ・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク :

<https://www.interpol.int/en/notice/search/une/5282133>

613. ~622. [略]

623. アイユブ・バシール (別名 : (a)アルハッジ・カリ・アユブ・バシヤール(b)カリ・ムハンマド・アユブ)

AYYUB BASHIR (original script: أيوب بشير) (a. k. a. : (a)Alhaj Qari Ayub Bashar (b)Qari Muhammad Ayub)

称号 : (a)Qari (カリ) (b)Alhaj (アルハッジ)

役職 : 不明

生年月日 : (a) 1966年 (b) 1964年 (c) 1969年 (d) 1971年

出生地 : 不明

国籍 : (a)ウズベキスタン (b)アフガニスタン

旅券番号 : 不明

ID番号 : 不明

住所 : Mir Ali, North Waziristan Agency, Federal

613. ~622. [同左]

623. アイユブ・バシール (別名 : (a)アルハッジ・カリ・アユブ・バシヤール(b)カリ・ムハンマド・アユブ)

AYYUB BASHIR (a. k. a. : (a)Alhaj Qari Ayub Bashar (b)Qari Muhammad Ayub)

称号 : (a)Qari (カリ) (b)Alhaj (アルハッジ)

役職 : 不明

生年月日 : (a) 1966年 (b) 1964年 (c) 1969年 (d) 1971年

出生地 : 不明

国籍 : (a)ウズベキスタン (b)アフガニスタン

旅券番号 : 不明

ID番号 : 不明

住所 : Mir Ali, North Waziristan Agency, Federal

Administered Tribal Areas, Pakistan 国連制裁委員会による指定日：2012年10月18日（2018年7月17日に改訂） その他の情報：2010年初期時点でイスラム運動ウズベキスタン（171. に指定した団体）の指導評議会のメンバーであり、財務部門の長。2009年から2012年の間、アフガニスタン及びパキスタンにおける同団体に対する財政及びロジスティック支援を調整。ファザル・ラヒム（609. に指定した個人）に対して資金を送金。2015年12月にアフガニスタンのクンドゥーズ州、Chordar における空爆で死亡したと報告されている。国連安全保障理事会決議第2253号（2015年）に基づく見直しは2018年6月7日に終了した。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク： https://www.interpol.int/en/notice/search/un/5741655	Administered Tribal Areas, Pakistan 国連制裁委員会による指定日：2012年10月18日 その他の情報：2010年初期時点でイスラム運動ウズベキスタン（171. に指定した団体）の指導評議会のメンバーであり、財務部門の長。2009年から2012年の間、アフガニスタン及びパキスタンにおける同団体に対する財政及びロジスティック支援を調整。ファザル・ラヒム（609. に指定した個人）に対して資金を送金。
624. ～765. [略]	624. ～765. [同左]
国連 報告 [] の記録を参照	

○国家公安委員会告示第三十八号

次の公告国際テロリストについて、公告された事項に変更があったので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年八月三日

国家公安委員会委員長 小此木八郎

1 名簿記載者公告番号QE-57（ジュマ・アンショール・タウヒード（JEMMAH ANSHORUT TAUHID（JAT）））

(1) 変更前

名簿に記載された年月日 2012年3月12日

その他参考となるべき事項 アブ・バカル・バアシール（QI-112）によって設立、率いられる。2008年7月27日にインドネシアのソロに設立された。ジュマ・イスラミーヤ（QE-27）と関係がある。ウェブサイト：<http://ansharuttauhid.com/>。

(2) 変更後

名簿に記載された年月日 2012年3月12日（2018年7月17日に改訂）

その他参考となるべき事項 イラクのアル・カーイダ（QE-48）としてリストに掲載されている ISIL（いわゆる「イスラム国」）と連携している団体であり、インドネシアにおいて攻撃を実行し

た。アブ・バカール・バアシール (QI-112) によって設立、率えられる。2008年7月27日にインドネシアのソロに設立された。ジュマ・イスラミヤ (QE-27) と関係があった。国連安全保障理事会決議第2253号 (2015年) に基づく見直しは2018年6月7日に終了した。ウェブサイト：<http://ansharuttauhid.com/>。同団体に対するインターポール (国際刑事警察機構)・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：<https://www.interpol.int/en/notice/search/une/5282>

133

2 名簿記載者公告番号QI-184 (アイユーブ・バシール (AYYUB BASHIR))

(1) 変更前

氏名 アイユーブ・バシール (AYYUB BASHIR)

名簿に記載された年月日 2012年10月18日

その他参考となるべき事項 2010年初期時点でイスラム運動ウズベキスタン (QE-6) の指導評議会のメンバーであり、財務部門の長。2009年から2012年の間、アフガニスン及びパキスタンにおける同団体に対する財政及びロジスティック支援を調整。ファザル・ラヒム (QI-177) に対して資金を送金。

(2) 変更後

氏名 アイユーブ・バシール (AYYUB BASHIR (original script: (ابوب بشير)))

名簿に記載された年月日 2012年10月18日 (2018年7月17日に改訂)

その他参考となるべき事項 2010年初期時点でイスラム運動ウズベキスタン (QE-6) の指導評議会のメンバーであり、財務部門の長。2009年から2012年の間、アフガニスタン及びパキスタンにおける同団体に対する財政及びロジスティック支援を調整。ファザル・ラヒム (QI-177) に対して資金を送金。2015年12月にアフガニスタンのクンドゥーズ州、Chordarにおける空爆で死亡したと報告されている。国連安全保障理事会決議第2253号 (2015年) に基づく見直しは2018年6月7日に終了した。同人に対するインターポール (国際刑事警察機構) ・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク : <https://www.interpol.int/en/notice/search/un/5741655>